

いわき市原子力災害 広域避難計画

令和6年3月改定
いわき市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 本計画の性格	1
3 災害の想定	1
4 広域避難計画の対象区域	1
第2章 避難等	2
1 避難等の対応方針	2
(1) 防護措置	2
(2) 防護措置（避難等）の判断基準	3
(3) 避難のパターン	4
2 避難等に関する情報伝達	7
(1) 伝達手段	7
(2) 情報伝達経路	8
(3) 伝達内容	9
3 避難の手順等	11
(1) 一般住民	11
(2) 要配慮者等	12
(3) 学校等	12
(4) 一時滞在者	13
(5) 避難退域時検査及び簡易除染	13
(6) 安定ヨウ素剤の服用	13
(7) 感染症流行下における対応	14
4 避難先等	15
(1) 避難先・一時集合場所等	15
(2) 避難（輸送）経路	16
(3) 避難手段の確保	16
第3章 避難住民の支援体制	17
1 一時集合場所の開設・運営等	17
(1) 開設・運営等	17
(2) 避難者の健康管理	17
2 避難所の開設・運営等	17
(1) 開設・運営等	17
(2) 避難者の健康管理	18
(3) 資機材・物資の確保	18
3 福祉避難所の開設・運営等	18
(1) 開設・運営等	18
(2) 要配慮者への支援	18
(3) 資機材・物資の確保	18
第4章 今後の対応	19
1 避難中継所の設置・運営	19
2 他市町村の避難者の避難方法	19
3 福祉避難所の設置	19
4 行政機能の移転	19
5 広域避難計画を踏まえた訓練の実施	20
6 広域避難計画の啓発	20
7 広域避難計画の見直し	20

別図1 原子力災害時の広域避難先市町村地図

別図2 広域避難経路図

別表1 行政区等別の一時集合場所及び避難先市町村一覧

第1章 総則

1 目的

この計画は、「いわき市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）及び福島県原子力災害広域避難計画に基づき、廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

2 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「事前対策」、「緊急事態応急対策」、「中長期対策」の3段階で定めており、本計画は「緊急事態応急対策」における施設敷地緊急事態の発生の通報（または原子力規制委員会判断の連絡）以降の「住民等の市外、県外への広域避難に関する対応」に関する計画である。¹

3 災害の想定

本計画で想定する災害は、地域防災計画に基づき、表1のとおり原子力施設を対象とし、原子力災害のみの単独災害の他、地震や津波等との複合災害により広域避難が必要となる事態も想定する。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく核燃料物質等の運搬中の事故時においては、放射線防護措置を要する地区が限定的となる可能性が高いことから、原則として本計画は適用しないものとする。

表1 対象とする原子力施設・災害

対象となる原子力施設	対象となる災害
ア 福島第一原発	ア 原子力施設の単独災害
イ 福島第二原発	イ 一般災害と原子力災害の複合災害

4 広域避難計画の対象区域

国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）により県は、原子力災害への対策を重点的に実施する区域（以下「重点区域」という。）を定めることとされた。このことから、県では、被災した原子力施設（特定原子力施設）の災害対策という特殊性を踏まえ、福島第一及び福島第二原発における「予防的防護措置を準備する区域」（以下「PAZ」という。）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（以下「UPZ」という。）を定めている。²

本市における広域避難計画の対象区域は表2のとおりである。

¹ 併行して実施される飲食物の摂取制限等の放射線防護対策については、地域防災計画による。

² 平成27年4月22日に改正された指針では、特定原子力施設である福島第一原子力発電所については、住民の広域避難を要するような原子力災害の発生は考えにくいことから、PAZを設定する必要はないとされた。

表 2 本市におけるPAZ、UPZ

区域区分	福島第一原発	福島第二原発
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : <u>P</u> recautionary <u>A</u> ction <u>Z</u> one)	なし	なし
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : <u>U</u> rgent <u>P</u> rotective <u>A</u> ction <u>P</u> lanning <u>Z</u> one)	市の全域	市の全域

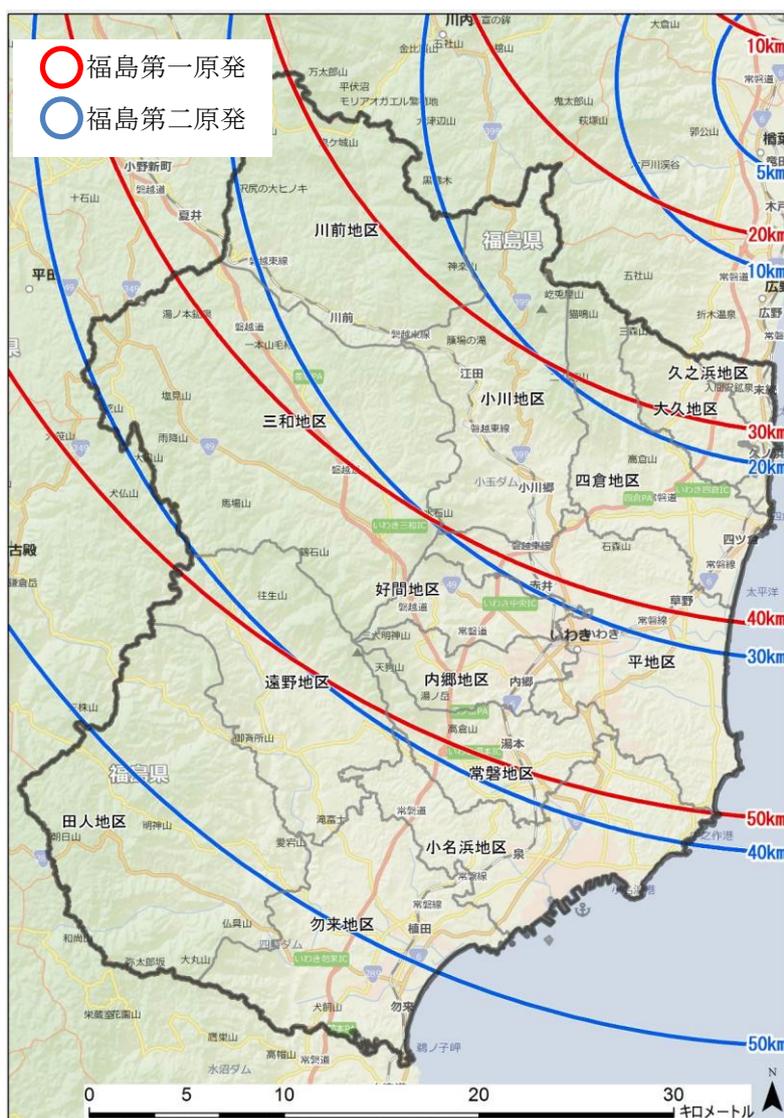


図 1 各原発からの距離

第2章 避難等

1 避難等の対応方針

(1) 防護措置

原子力災害時に住民がとるべき被ばくを避けるための主な行動として、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類（以下「避難等」という。）がある。

【主な防護措置】

◎ 屋内退避：放射性物質が施設外に放出される前に実施

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

◎ 避難：放射性物質が施設外に放出された後に実施

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。ただし、原子力施設の状況悪化に応じて、放出前に避難することもある。

◎ 一時移転：放射性物質が施設外に放出された後に実施

一時移転も住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置である。一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

(2) 防護措置（避難等）の判断基準

指針では、原子力施設からの放射性物質の放出後、緊急時モニタリング³を迅速に実施し、その計測結果に応じ、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされており、防護措置の実施判断基準として、図2のとおり運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

³ 「緊急時モニタリング」とは、放射性物質の異常な放出またはそのおそれがある場合に周辺地域で線量を計測することで、国の統括のもとに実施される。

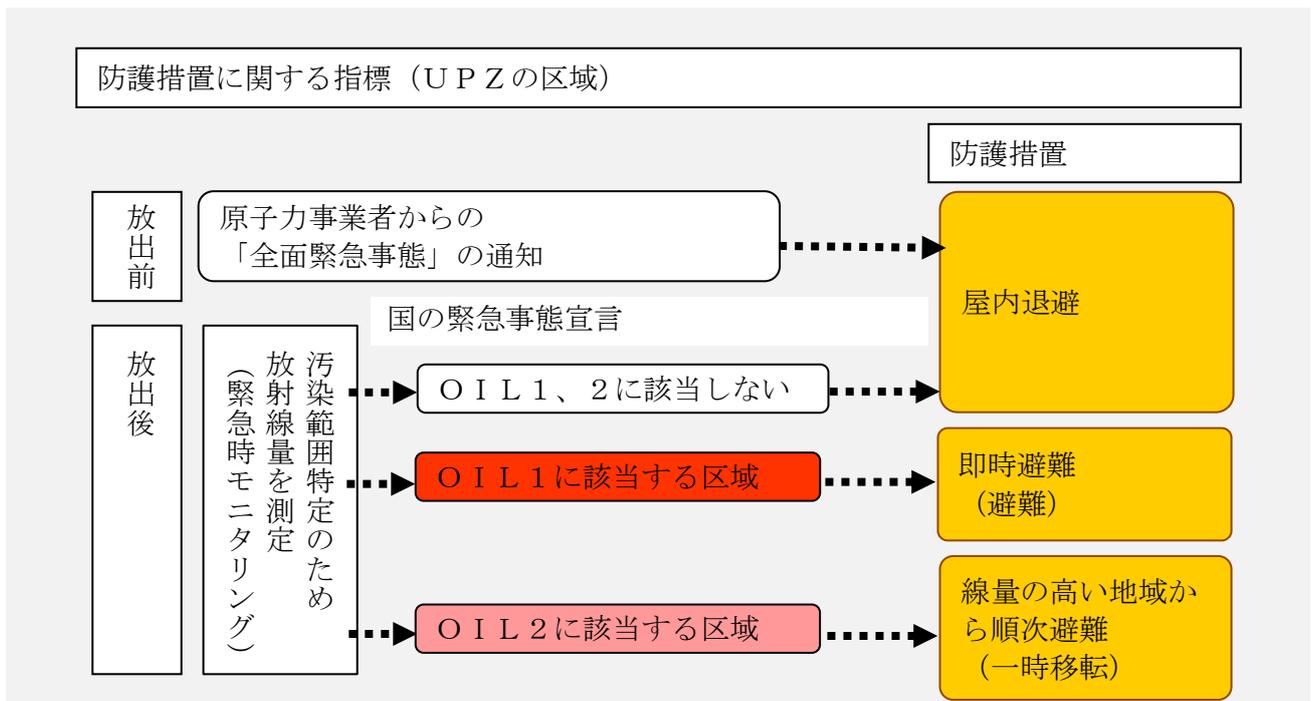


図 2 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置

表 3 避難等に関する運用上の介入レベル（OIL）の基準⁴

基準の種類		基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <u>住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	500 μ Sv/h	数時間から 1 日以内に避難
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <u>住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準</u>	20 μ Sv/h	1 週間内に一時移転

(3) 避難のパターン

緊急事態の初期段階では、原発の状況や原発からの距離、放射性物質の放出による汚染状況等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に行うことが重要である。

本市にはPAZは無く、全域がUPZであることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放出後のOILにもとづく一時移転・避難を想定する。

⁴ これらの措置の他に、地域生産物・飲食物の摂取制限も行われる。

ア 屋内退避措置

「屋内退避措置」とは、周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高めるなどにより、放射線の影響を防ぐことをいう⁵。原子力災害が発生した場合、まず、「屋内退避」が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を行うものとする。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、関係市町村により設定されている近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、市は県と協議の上、地震による影響がない避難所を関係市町村内外を問わず選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。

(7) 屋内退避の準備

施設敷地緊急事態となった場合、市は、屋内退避の準備を行うよう市民に広報する。

市、関係機関は、屋内退避の指示に向けて、給水や食料・物資等の供給体制の維持・確立に努める。

(1) 屋内退避の実施

全面緊急事態となった場合、市は、屋内退避の実施を市民に指示する。⁶

屋内退避では、外出は極力避けることが望ましいものの、外出「禁止」ではない点に留意することが重要である。エリア外からの物資の搬送などの社会機能維持に必要な外出まで止めることはなく、外出する場合はなるべく短時間にし、次の点に注意する。

- a 徒歩よりは車で移動する。
- b マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- c 肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- d 雨に濡れないようにする。
- e 放射性プルーム⁷通過や降雨の情報がある場合にはできるだけ屋内に退避する。

⁵ 首相官邸「屋内退避中の生活について」（内閣府 2011年）

⁶ 平常時から市民にその意義や留意事項を普及啓蒙する。

⁷ 原子力施設等から放出された微細な放射性物質が、大気に乗って煙のように流れていく現象。

イ 放出後のOILにもとづく避難・一時移転

放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベル(OIL)が、OIL1、OIL2と判断されたエリアについては、避難や一時移転を行うこととする。

市は、緊急時モニタリングの結果、OIL1、OIL2と判断されたエリアを参考として、行政区等の避難、一時移転の対象区域を指示する。

図3には放出後の避難に関する事態の推移を、図4には放出後の段階的な避難イメージを明示する。

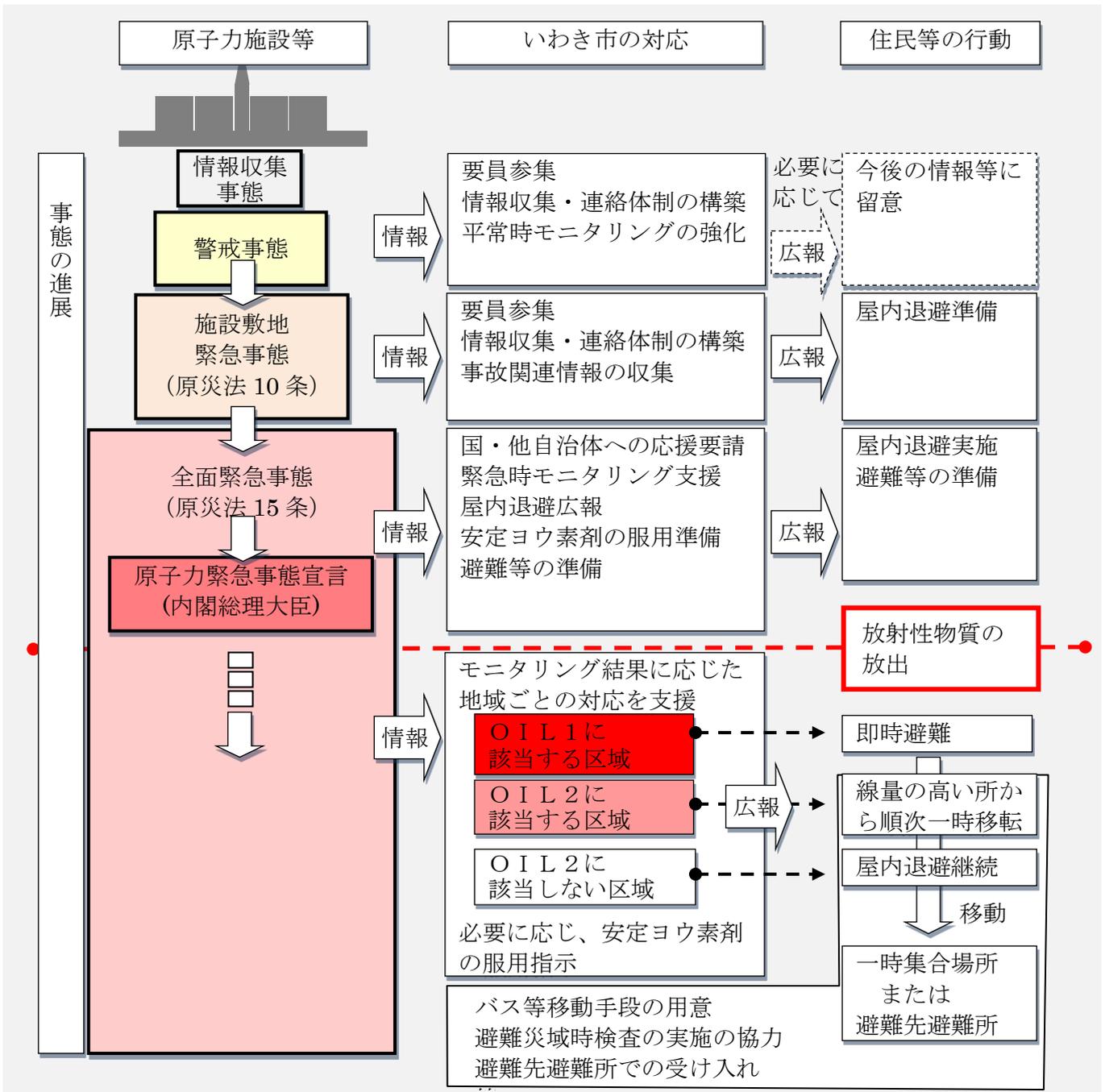


図3 放出後の避難に関する事態の推移

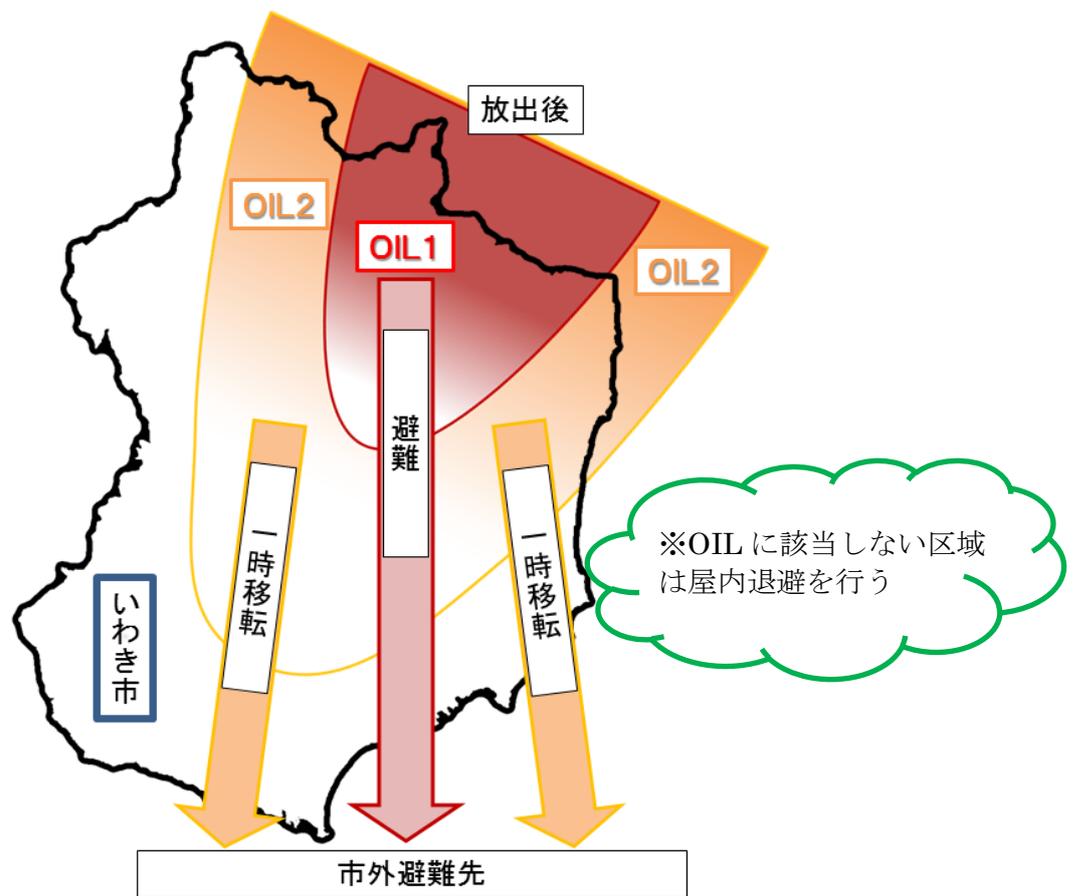


図4 放出後の一時移転・避難のイメージ

なお、対象区域の指示にあたっては、必要に応じてOIL1、OIL2それぞれの到達距離を参考に同心円状に対象区域を設定する、あるいはOIL1、OIL2それぞれに隣接するエリアも対象区域とするなど、原子力施設の状況や放出の状況、気象状況などを勘案して柔軟に対処するものとする。

2 避難等に関する情報伝達

(1) 伝達手段

市民に対して、次のとおり特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ア NHKデータ放送等の災害時情報共有システム（Lアラート）やFMいわきなどによる放送
- イ 防災行政無線
- ウ 広報車、消防車両等による巡回広報
- エ 緊急通報メール（エリアメール）や市防災メールなど、携帯電話等へのメールの配信
- オ エックス（旧ツイッター）やフェイスブックなどSNS
- カ 市ホームページへの掲載
- キ 広報紙・チラシの発行

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段の他、電話・ファクス等を活用し確実に伝達するものとする。

(2) 情報伝達経路

原子力災害時の避難誘導に関連する市関係機関への連絡系統は図5のとおりである。

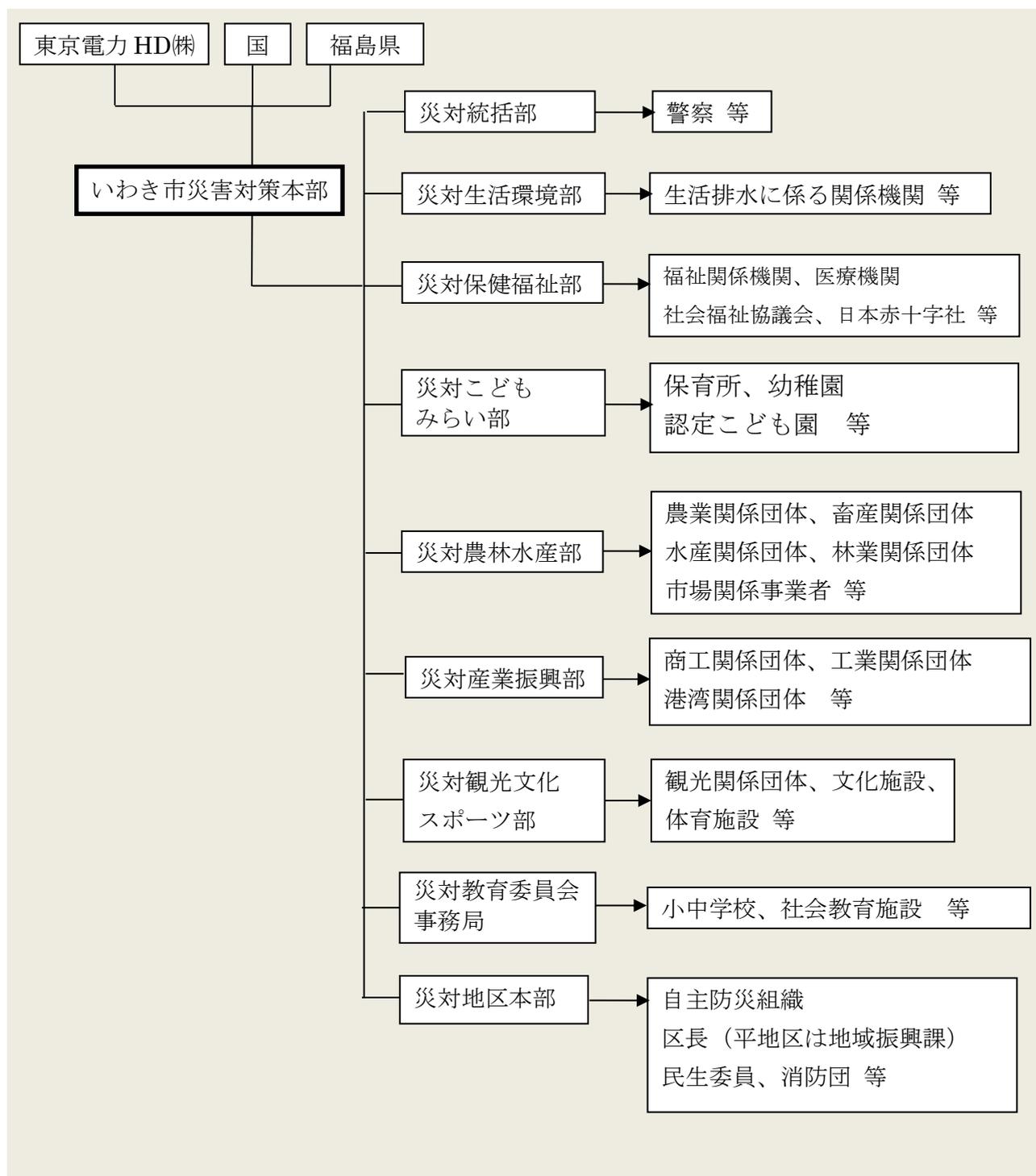


図 5 避難誘導に関連する市関係機関への連絡系統

(3) 伝達内容

ア 広報のタイミング・留意点等

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

＜住民広報のタイミング（例）＞

- (ア) 特定の事象に至った場合（情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- (イ) 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- (ウ) 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- (エ) 屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- (オ) 放射性物質が放出された場合
- (カ) 緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- (キ) その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

＜住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項＞

- (ア) 住民の混乱を避けるため、市内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- (イ) 情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- (ウ) 住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- (エ) 状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- (オ) 確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- (カ) 放射線は五感で感じるができないため、住民へ情報を伝える際には、現在の気象と今後の気象予報、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- (キ) 情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- (ク) 福島第一原発での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

イ 広報文（例）

原子力災害においては、事象の進展に一定の時間がかかることから、一般的な災害時広報とは異なり、一刻を争うよりも、正しく情報を伝達することが重要である。このことを踏まえ、警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の広報・伝達内容例は次のとおりである。

なお、広報車による巡回広報では、注意喚起を行うものとする。

(ア) 情報収集事態広報

本日午前（午後）〇時〇分頃、「立地町」で震度5弱（強）の地震がありました。
原子力規制委員会及び東京電力によりますと、午前（午後）〇時〇分現在、「〇〇原子力発電所」に新たな異常はないとのことです。
なお、東京電力では引き続き状況を確認しておりますが、新たな異常に関する情報が入り次第、ホームページにて発表いたします。

(イ) 警戒広報

こちらは、いわき市です。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
配布している安定ヨウ素剤はまだ飲まないでください。
いわき市では、詳しい情報の収集にあたっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。（以上繰り返し）

(ウ) 屋内退避指示時広報

こちらは、いわき市です。いわき市災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で重大な事故が発生しました。
放射線を防ぐため（念のため）、建物の中へ退避することが必要となりました。
住民の皆さんは、自宅などの建物の中に退避してください。
配布している安定ヨウ素剤はまだ飲まないでください。
国や市などからの正確な情報に基づき、冷静、確実に行動してください。
いわき市では、引き続き詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
（以上繰り返し）

(エ) 避難等指示時広報

こちらは、いわき市です。いわき市災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で重大な事故が発生しました。
次の地域の皆さんは、安全な〇方面の地区まで避難することとなりました。対象地区は、「〇〇地区、△△地区」です。「〇〇地区、△△地区」の皆さんは、自家用車で指定された〇方面の避難先避難所に避難するか、指定された一時集合場所に集まってください。
その他の地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に退避してください。
（配布している安定ヨウ素剤はまだ飲まないでください。※）
皆さんは、国や県、市などからの正確な情報に基づき、冷静、確実に行動してください。
いわき市では、引き続き詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
（以上繰り返し）

※ 国から安定ヨウ素剤の配布・服用について指示があった場合、配布場所及び服用について広報する。

3 避難の手順等

(1) 一般住民

避難にかかるポイントは次のとおりであり、今後、県及び避難先自治体と調整して定める本市の広域避難の全体的な流れを図6に明示する。

ア 「屋内退避」を基本としつつ、運用上の介入レベル（O I L）に応じて広域避難を行うものとする。

イ 広域避難が必要となった場合には、原則、自家用車で避難するものとする。ただし、自家用車による避難が困難な場合などは、あらかじめ指定した一時集合場所へ徒歩等で集合し、市等が用意したバス等で避難先避難所へ避難する。

ウ 避難に際して、国・県は、適切な箇所に「避難退域時検査場」を設置するものとする。

【避難退域時検査場】

避難退域時検査を実施するための場所。国・県・市が連携して、避難退域時検査の候補施設に設置する。

エ 市は県・避難先自治体と協力して「避難中継所」を設置し、円滑な避難を目指すものとする。

【避難中継所】

避難に際して、避難者が避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想される。そこで、避難先市町村内のわかりやすく目立つ場所を避難中継所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行うこととしている。避難中継所の役割や特徴は表4のとおりである。

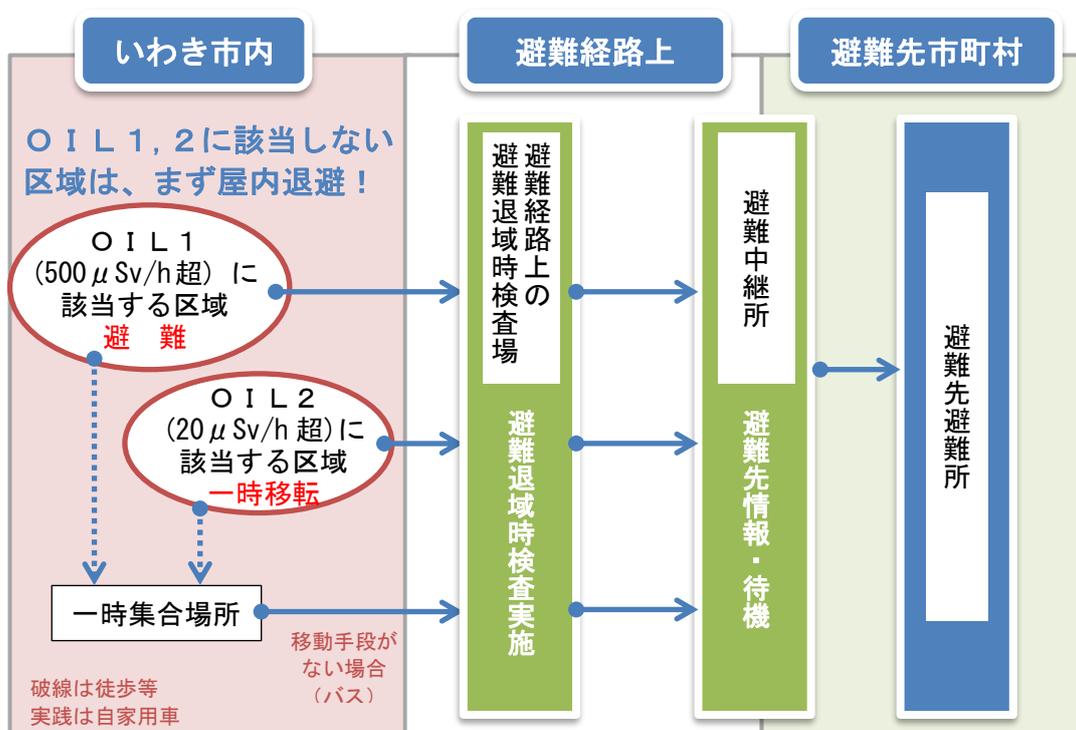


図 6 広域避難手順のイメージ

表 4 避難中継所の役割

機能	内容
(ア) 避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
(イ) 避難者の把握	避難者が最初に来る場所なので、避難者の情報を集約できる。
(ウ) 避難所の案内	どの避難所に行けばよいか避難者に伝える。
(エ) 駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替駐車場となる。
(オ) 優先開設	避難所よりも先に開設する。

(2) 要配慮者等

ア 避難行動要支援者等

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（以下、「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）について、原則は避難所へ避難するものとするが、自力での避難行動が困難な要介護者など、避難所での生活に介護等特別な配慮を必要とする場合は、受け入れ先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、避難に伴うリスクを軽減するため、受入先や避難手段の確保等を早期から行い、十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

市は、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

イ 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等（以下「病院等」という。）の施設管理者は、県の「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」に基づき、あらかじめ病院等が策定した避難計画に基づき施設入所者等を避難させ、避難計画に基づく避難ができない場合については、県に調整を求めるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境の実態があったところである⁸。

そうした教訓を踏まえ、施設入所者の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

(3) 学校等

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、及び保育所及び認定こども園）の園児、児童、生徒等（以下、「生徒等」という。）の避難については、保護者への引渡しを原則とし、引渡しができない場合には安全確保を図るため県及び市の指示等に従い避難や屋内退避等を行う。学校等の施設管理者は、避難時に速やかに対応できるよう、県教育委員会が作成する「学校災害（地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害）対応マニュアル例」を参考に、あらかじめ地域の特性を考慮した避難のマニュアルを作成するものと

⁸ 市といわき明星大学が共同で実施したヒアリング調査による。

する。また、保護者との間において避難時における生徒等の保護者への引渡しを行うための取り決めを定めるものとする。

学校等の避難の基本的な考え方は次のとおり。

- ア 警戒事態になり、県又は市の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護者への引渡しを開始する。
- イ 施設敷地緊急事態となった場合には、引き続き保護者への引渡しを行うが、引渡しができない生徒等は、屋内退避の準備を開始する。
- ウ 全面緊急事態となった場合には、速やかに屋内退避させ、屋内で保護者への引渡しを継続する。
- エ 避難指示が出された場合は、教職員等が生徒等とともにバス等による集団避難を行う。
なお、生徒等の引渡しは避難中継所又は避難所で行う。
- オ 集団避難を行う際のバス等については、学校等所有のバス等だけでは不足する場合には、県又は市が学校等必要な箇所へ手配するものとする。

(4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所または避難所等への避難を促すものとする。

(5) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、放射性物質の放出後に避難する場合に必要となるもので、放射性物質の付着を確認するために実施される。

避難退域時検査に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ア 県は、避難経路等に基づき避難退域時検査場をあらかじめ設定し、避難退域時検査に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して進め、避難退域時検査体制を整備する。
- イ 県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国や陸上自衛隊の協力を得ながら、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構や公益社団法人福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応状況や対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定する避難退域時検査基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の避難退域時検査等を実施する。
また、必要に応じて、簡易除染を実施する。
- ウ 県及び市は、市民の避難退域時検査や簡易除染に関する記録を収集・整理、保管する。
なお、その際、汚染が一定レベル以下であると判断されたことの証明書の発行については、今後、国・県と連携して検討する。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

全域がUPZである本市では、全面緊急事態において、屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備を指示することとなる。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄と配布

市では、全面緊急事態に至った場合に備え、県と連携し安定ヨウ素剤を備蓄することとし、市民への速やかな配布を考慮し、支所等へ配備することとする。

また、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対しては、安定ヨウ素剤を事前に配布（家庭備蓄）することとする。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布にあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用・管理方法や副作用等について説明することとする。

イ 安定ヨウ素剤の配布及び服用指示

全面緊急事態に至った場合には、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。その判断に基づいて、市が配布し、服用の指示を出す。

連絡手段の断絶等により、国からの指示を受けることができない不測の事態の場合等には、県や市が指針の内容と照らし合わせて、配布・服用の判断を行う。

ウ 体制の整備

市は、引き続き次のような取り組みを進めることとする。

- (ア) 国や県が、安定ヨウ素剤の服用が必要と判断した場合、避難指示と同時に安定ヨウ素剤の服用指示（服用の可否）が出せるよう、体制を整備する。
- (イ) 人によっては、甲状腺機能低下や嘔吐、発疹、下痢等の副作用が生じる可能性があるため、服用不適格者や慎重投与対象者を事前把握する。
- (ウ) 服用後の副作用発生時に迅速に対応ができるように、相談窓口等を整備する。
- (エ) 配布対象住民の転入出や安定ヨウ素剤の服用期限、加齢による服用量の変更等について適切な管理を行うこととする。

(7) 感染症流行下における対応

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外のものとの分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの趣旨衛生等の感染対策を実施する。

4 避難先等

(1) 避難先・一時集合場所等

ア 広域避難先

広域避難が必要となった場合における広域避難先に関する方針・考え方は、次のとおりである。

- (ア) 地震・津波における同時被災のリスクが少ない西方面と、降雪等の気象状況による避難のリスクが少ない南方面の複数方向の避難先を定める。
- (イ) 地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町村に分散しないよう、避難先を定める。

上記の方針・考え方に基づき、各地区の避難先市町村は表5のとおりである。また、詳細な行政区等ごとの避難市町村は別表1のとおりである。

表 5 各地区の広域避難先市町村

避難元地区	避難先市町村	
	南方面（茨城県）	西方面（県内、新潟県）
平	土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町	（新潟県） 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町
小名浜	古河市、結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町	（新潟県） 新潟市（北区、東区、中央区、江南区）、新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村
勿来	日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市	（新潟県） 新潟市（南区、秋葉区）、五泉市、阿賀野市、阿賀町
常磐	水戸市、小美玉市、茨城町	（新潟県） 新潟市（西区、西蒲区）、燕市、弥彦村
内郷	常総市、坂東市、五霞町、境町	（新潟県） 三条市、加茂市、田上町
四倉	稲敷市、美浦村	郡山市、須賀川市、三春町
遠野	笠間市	檜枝岐村、只見町、南会津町、
小川	龍ヶ崎市	柳津町、三島町、金山町、昭和村
好間	潮来市、行方市	会津若松市、郡山市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
三和	龍ヶ崎市	喜多方市、西会津町、会津坂下町
田人	城里町	下郷町、南会津町
川前	利根町	西会津町
久之浜・大久	河内町	須賀川市、鏡石町、天栄村

※避難先市町村の位置関係は別図1のとおり

イ 一時集合場所

一時集合場所は、次のとおり選定する。

- (ア) 複合災害（風水害・地震・津波等）が発生した際にもその使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性や津波浸水区域などを確認した上で対象施設を選定する。
- (イ) 一時集合場所は、避難対象となる行政区等ごとに定める。
各行政区等の具体的な一時集合場所は別表1のとおりである。

ウ 避難等を実施する単位

避難等を実施する単位は、避難誘導時の住民への広報、避難者の把握等を考慮して、コミュニティ単位である行政区等を基本とする。

(2) 避難（輸送）経路

避難等の輸送にあたっては、多数の車両が避難区域等に集中することが想定されるため、避難等の優先順位、道路状況等を勘案し、あらかじめ地区単位で、避難（輸送）経路のパターンを設定する。具体的な避難（輸送）経路は別図2のとおりである。

(3) 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、市等が用意したバス、鉄道等の公共交通機関、国、県、市及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ア 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- イ 自家用車等により避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等により避難する。
- ウ バスによる避難については、市が所有するバスだけでは不足するため、県が公益社団法人福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。
なお、バスによる避難にあたっては、原則として県または市の職員等が同乗するものとする。
- エ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道株式会社等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。
- オ 市は、要配慮者の避難などに福祉車両等が利用できるよう、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、自衛隊や海上保安庁等の車両、船舶、ヘリコプター等が利用できるよう、関係機関と県を通じて協議を行うものとする。
- カ バスの安全とスムーズな運行のために、警察車両による先導について検討しておくものとする。

第3章 避難住民の支援体制

1 一時集合場所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

広域避難に係る一時集合場所の開設・運営体制は次のとおりとする。

ア 市は、広域的な避難の必要が生じた場合は、避難の対象となる地区の一時集合場所を開設し、住民と協力してその運営を行うものとする。

イ 一時集合場所等を開設した場合、市は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各一時集合場所に職員を配置するとともに、集合する住民を把握するものとする。

ウ 市は、特に地区住民、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を得ながら、要支援者等の避難状況を把握することに努めるものとする。

エ 市は、一時集合場所において住民の避難状況を把握し、逃げ遅れた住民の有無を確認するとともに、必要に応じて警察や自衛隊の協力を県に要請し、逃げ遅れた住民の避難支援に努めるものとする。

オ 市は、原子力発電所の状況や市内の放射線量率等の情報を、一時集合場所で住民に分かりやすく伝え、住民の不安を少しでも軽減するよう努めるものとする。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等を設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

広域避難に係る避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は次のとおりとする。

ア 市は、避難の必要が生じた場合は、県及び避難先市町村に避難先避難所等の開設等を要請するものとする。

イ 市は、避難開始当初は、住民の迅速な避難に全力を挙げなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務については、避難先市町村が対応するものとし、県有施設は県が主体的に対応するものとする。

なお、県は、必要に応じて、避難先避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。

ウ 市は、避難所等を設置した場合は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。

エ 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

被災者の生活維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）の調達、管理及び需要に応じた配送体制については、次のとおりとする。

ア 市は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には、県等に資機材等の調達を要請するものとする。

イ 市は、県及び避難先市町村と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないように調整を行うものとする。

3 福祉避難所の開設・運営等

福祉避難所の開設を、次のとおり行うものとする。

(1) 開設・運営等

県広域避難計画では、広域避難に係る福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、市と協議のうえ開設することとされている。福祉避難所の運営については県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とするものとする。

なお、避難開始当初は、市は住民避難に全力を挙げなければならないため、福祉避難所（県有施設を除く）の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町村に主体的な対応を依頼する。

(2) 要配慮者への支援

要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うものとするが、支援者の不足が想定されることから、県及び市は、国や避難先市町村及び関係団体等に対し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を行うなど、迅速に支援者を確保するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

県及び市は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

第4章 今後の対応

1 避難中継所の設置・運営

避難中継所の設置は、県広域避難計画において、避難元市町村と避難先市町村が協議することとされている。

市は、避難中継所を設置するために、事前に表6の内容について、県を通じて避難先市町村と協議を進める。

表 6 避難中継所に関する協議事項

協議事項	内容
(1) 避難中継所の役割	避難中継所の役割のうち、何を行うかを決めておく。
(2) 集約する避難施設の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。
(3) 避難先集約の基準	どのような状態になったら、避難先施設を集約するかを決めておく。

2 他市町村の避難者の避難方法

東日本大震災による他市町村からの避難者が市内で生活していることを踏まえ、適切な避難誘導等を行うために、情報の伝達や避難先の確保等について、市と県及び避難元市町村が連携して手順を定め対応することが、県広域避難計画に定められている。

このため、避難者の人数把握、安否確認、避難先への誘導等、市と避難元市町村との役割分担について、今後、市と県及び避難元市町村との協議を進める。

3 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の早期開設を図るため、福祉避難所の指定を行っていない避難先市町村に、県を通じ、早期指定を求めるものとする。

4 行政機能の移転

市は、庁舎が避難対象区域に含まれる他、施設が被災するなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておくものとする。

なお、移転にあたっては、まず住民等の避難を優先して実施した後に、移転を実施するものとする。

5 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施するものとする。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改定等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。

6 広域避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

7 広域避難計画の見直し

市は、今後、避難対象区域の見直し、原子力防災訓練での検証結果、国の法令及び指針の改正、県及び防災関係機関並びに他県等との調整状況等を踏まえ、本計画の見直しを行っていくものとする。

附 則

この計画は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 8 日 改定

平成 30 年 3 月 12 日 改定

令和 3 年 3 月 31 日 改定

令和 4 年 3 月 31 日 改定

令和 6 年 3 月 31 日 改定